

役員報酬の決定に関する方針

ホッカンホールディングス株式会社（以下「当社」という）は、取締役および監査役（以下あわせて「役員」という）の報酬が企業価値の最大化に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、下記のとおり役員報酬の決定に関する方針を定める。

記

1. 基本方針

- （1）当社の役員報酬は、役員それぞれの役割・責務を踏まえ、適切な人材を確保・維持する競争力のある水準とする。
- （2）役員個人の報酬は、当社から独立した社外取締役が関与し、透明性のあるプロセスに基づいて決定する。

2. 役員報酬の種類

役員報酬は、基本報酬および株式報酬により構成する。

（1）基本報酬

役員個人別に決定される、毎月定額の金銭報酬とする。

（2）株式報酬

2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において決議された株式報酬制度（以下「本制度」という）に基づく株式報酬とする。

〔本制度の概要〕

2019年6月28日から2024年6月開催の定時株主総会終結の日まで（以下「対象期間」という）の間に在任する取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）を対象とする株式報酬とする。

当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という）が当社株式を取得し、当社が各対象取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各対象取締役に対して交付されるものとする。なお、対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当該対象取締役の退任時とする。

対象期間において、対象取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限は160百万円、対象取締役に付与されるポイント総数の上限は、1事業年度あたり25,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）とする。

3. 役員報酬の内容

- (1) 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、短期および中長期的な業績の向上と企業価値の最大化に責任を負う等の役割を踏まえ、基本報酬および株式報酬により構成する。
- (2) 社外取締役の報酬は、社外取締役が業務執行から独立した立場で、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値向上の観点から助言を行い、経営を監督すること等の役割を踏まえ、基本報酬のみで構成する。
- (3) 監査役の報酬は、当社の業績に左右されず取締役の業務執行を監査すること等の役割を踏まえ、基本報酬のみで構成する。

4. 役員個人別の報酬の決定に係る手続

(1) 報酬検討委員会の設置

当社は、取締役個人別の報酬額の決定プロセスに係る透明性を確保するため、当社から独立した社外取締役が過半数を占める報酬検討委員会を設ける。

報酬検討委員会の人員・構成については別途定め、これを適切な方法で開示するものとする。

(2) 取締役の基本報酬の決定

- ① 報酬検討委員会において、株主総会の決議の定める総額の範囲内において、各取締役の経歴、見識、実績等を踏まえて取締役個人別の報酬額の前案を作成する。
- ② 取締役会は、報酬検討委員会の提出する前案に基づき、具体的な額の審議を経て取締役個人別の報酬額を決定する。

(3) 取締役の株式報酬の決定

株式報酬は、本制度に係る株主総会の決議内容に基づき取締役会の定める「株式交付規程」により、対象期間中に在任する対象取締役に対して、その役位に応じたポイントを、当該対象期間に対する報酬として、毎年定時株主総会の日に付与する。

(4) 監査役の報酬の決定

監査役の報酬は、株主総会の決議の定める総額の範囲内において、監査役の協議により決定する。

以 上